

障がい福祉事業所における虐待事件に対する声明

―事業所における虐待の根絶に向けて―

平成 25 年 12 月 12 日、「袖ヶ浦福祉センター養育園」に入所していた 19 歳の利用者が死亡し、当該事業所の支援職員 5 人により死亡した利用者を含む複数の利用者への悪質な暴行が繰り返されていたという報道がなされました。

昨年 10 月の障害者虐待防止法の施行により、我々障がい福祉事業者にはこれまで以上に虐待の根絶に向けた取り組みが求められております。この法律により、不幸にも発生してしまった虐待事件が厳正に対応されることは、障がいのある方々への虐待のない社会の実現への大きな一歩になると思っております。

しかしながら、本会会員事業所においてこのような看過し難い事件が起きてしまったことは痛恨の極みであり、亡くなられた利用者の苦痛とご家族並びに関係する皆様の憤りと深い悲しみに、本会として衷心よりお詫びを申し上げます。

本会といたしましては、二度とこのような卑劣な事件が繰り返されることのないよう、虐待防止の徹底を図るとともに、当該事業所に対しては、本会会員準則に基づき厳正に対処することとしております。

また、本件の他にも障がい福祉事業所等における虐待に関する報道が相次いでおります。障がいのある人たちの人権が擁護され適切な支援が提供されるべき障がい福祉事業所において、未だにこの人たちの一番身近にいる職員による虐待事件が発生していることは、本会として看過できません。

本会では、障がい福祉事業所における虐待の根絶と利用者の権利擁護に向けて、人権・倫理委員会等を中心に、倫理綱領や職員行動規範をはじめ、ポスターや冊子、ホームページ等で随時啓発を行う等、機会あるごとに会員各位に対し周知・徹底を図ってまいりましたが、今後とも虐待の根絶に向けて、会員一丸となって誠心誠意全力を挙げて取り組んでまいります。

平成 25 年 12 月 20 日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也